

右要求に對し支配人亦之を拒絶し且つ不服ある者は廢業すべしとて強硬なる態度に出たので挽子側の態度漸やく軟化し、要求第一項を撤回したので支配人は之に對して、

第二項組合組織は従業員の自由とし

第三項の荷馬車賣買は營利の目的なく家事又は一身の都合に依り身元確實なる従業員以外の者たる場合は可及的容認し

第四項の場合は一應従業員の意圖を聽取する

こととし右事項を承認すれば挽子全員に對し見舞金として金一封を提供するとの妥協案を示したので、挽子一同協議の結果之を承認することとなつたので更に二十一日兩者會見次の覺書に依り解決したのである。

士、解決條件

前項支配人の妥協案を承認することとなつたので次の覺書を以て見舞金貳拾圓を提供し解決した。

覺 書

一、組合組織は各従業員の意思如何に依り決するものなるを以て回答の要なし

二、従業員が營利の目的にあらずして家事又は一身上の都合に依り従業員以外且身元確實と認めたるものと荷馬車の譲渡をなす場合は可及的容認する

昭和九年九月二十一日

利島組支配人 生駒 壽 一 郎